

入 札 説 明 書

受変電設備更新業務

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 仕様書・応札仕様書・入札書・委任状等
- IV 仕様書に関する質問書
- V 契約書(案)

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1)業務名
受変電設備更新業務
- (2)業務内容
仕様書による
- (3)納入期限
仕様書による
- (4)納入場所
仕様書による

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1)必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格者名簿に建設工事の種類が「電気工事」で登載されている者
 - ④ ②の審査により資格を有すると認められた者で、電気工事士(第1種)の資格を有する者を雇用している者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - ⑤ 入札しようとする修繕業務等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ⑥ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止、及び徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)に基づく入札参加資格停止、のいずれの措置も受けていない者
 - ⑦ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - ⑧ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者

(2)資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して5に示す応札仕様書の提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格者申請書の提出場所(持参のみ)

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2067
ファクシミリ番号 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10-2
徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎 総務担当
電話番号 088-688-0555
ファクシミリ番号 088-688-1622
電子メールアドレス suisankenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

4 問い合わせ等について

(1)この入札についての問い合わせ先

徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10-2
徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎 総務担当
電話番号 088-688-0555
ファクシミリ番号 088-688-1622
電子メールアドレス suisankenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

(2)問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間については令和8年9月3日(木)午後5時までとする。これ以降の
問い合わせについては回答できない場合がある。

(3)現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡し、了解を得ること。
なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 応札仕様書等について

(1)本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和8年9月8日(火曜日)午後5時

②提出場所

徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10-2
徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎 総務担当

③提出方法

持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年9月16日(水曜日)午前11時

② 場所

徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10-2

徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎 総務担当

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「受変電設備更新業務の総価」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「受変電設備更新業務」の総価を記載すること。

金額の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した修繕業務を適正に履行することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 業務費内訳書の作成、提出について

業務費内訳書は、公告に添付する「【指定様式】業務費内訳書(Excel)」を使用し作成すること。

指定様式の項目名、単位、計算式等の行・列の削除や改変を行ってはならない。

自社独自の様式で提出された場合や、指定様式を著しく改変して提出された場合は、無効とすることがある。

入札書と業務費内訳書は同一の封筒に同封して提出すること。開札時において封筒は開封するが、内容の確認および審査を行う内訳書は、予定価格の範囲内で最低価格を提示した落札候補者のもののみとする。それ以外の入札者の内訳書については、内容の審査および他者への公開は一切行わず、発注者において適正に保管・処理するものとする。

④再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

再度の入札時における業務費内訳書の提出は不要とする。ただし、再度入札により落札候補者となった者は、発注者の指示により、速やかに入札金額に対応した内訳書を提出しなければならない。

(3)入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ②記名のない入札
- ③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦郵便によりした入札
- ⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4)開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5)落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した修繕業務を適正に履行できると認めたものであつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札候補者とする。

当該落札候補者が提出した業務費内訳書を確認し、適正であると認められた場合、当該者を落札者とする。

ただし、入札価格と業務費内訳書記載の合計額(税抜き)が一致しない入札は無効とする。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。落札候補者を決定後、その者が入札時に提出した内訳書を審査するものとする。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10-2

徳島県立農林水産総合技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎 総務担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書

応札仕様書には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

2 入札書等提出時

① 入札書、業務費内訳書 各 1通

封筒に同封して提出すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

※ 入札直前に、記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

※ 入札参加者(代理人による入札の場合は代理人)の本人確認を行うため、顔写真入りの身分証明書を持参してください。

3 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

※ 入札直前に、記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 受変電設備更新業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和8年9月16日

住 所

氏 名

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 受変電設備更新業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和８年９月１６日

住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
		住所 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社							
		氏名 役職名 徳島 太郎							
徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
		住所 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社							
		氏名 役職名 徳島 太郎							
		代理人 住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎							
徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と
じ内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____ を代理人とし、徳島県が令和8年9月16日に

執行する『受変電設備更新業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可。
・顔写真付きの社員証で、記載内容を確認します。

受任者 住 所 徳島県鳴門市〇〇〇〇〇

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし、徳島県が令和8年9月16日に執行する『受変電設備更新業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

業務費内訳書記載例

※公告に添付するExcelファイルを使用すること。

※着色セルのみ入力すること。

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

住所
商号又は名称
代表者名

業務費内訳書

業務名	受変電設備更新業務	業務箇所	備考
項目・種別	数量	単位	(金額・円)
【材料費】			
油入電灯変圧器 単相	1	台	6.6kV 60Hz 210/105V 75KVA
油入動力変圧器 三相	1	台	6.6kV 60Hz 210V 100KVA
高圧進相コンデンサ- 三相	1	台	7.02kV 60Hz 38.3kVar
高圧直列リアクトル 乾式 モード 三相	1	台	6.6kV L6% 60Hz 2.30kvar
高圧負荷開閉器	3	台	7.2kV 200A
バリア	3	組	
高圧電源ヒューズ	4	本	1ΦTr用 G30A T20A (内予備2本)
高圧電源ヒューズ	6	本	3ΦTr用 G20A T10A (内予備3本)
高圧電源ヒューズ	6	本	SC用 G20A C5A (内予備3本)
配線接続材及び支持鋼材	1	式	端子類、養生
【作業費等】			
労務費	1	式	現場調査費を含む
変圧器他撤去据付費	1	式	端子類、養生、塗装補修含む
産業廃棄物処理費	1	式	マニフェスト提出要・PCB処分費は別途協議
電力会社等申請手続費	1	式	各種届出・手続きの代行
各種試験費用	1	式	竣工試験および立会費用含む
運搬交通費	1	式	機器搬入・廃材搬出等に係る車両・運搬費
完成図書作成費	1	式	検査記録、写真、図面等
受変電設備更新業務(小計)			0 (直接業務費の合計) ①
現場管理費	1	式	現場代理人・主任技術者人件費、安全管理費等 ②
諸経費	1	式	一般管理費等 ③
総合計(入札書記載金額)			0 税抜金額(①+②+③)

※入札価格と一致していない場合は失格とする。

IV 仕様書に関する質問書

令和8年 月 日

物件名：受変電設備更新業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

担当者名

質問項目	
内 容	

契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、修繕業務について次のとおり契約を締結する。

（修繕業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「修繕業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）修繕業務名 受変電設備更新業務

（2）実施場所 徳島県立農林水産技術支援センター 水産研究課鳴門庁舎

（3）業務内容 別紙仕様書に定めるとおり

（処理の方法）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、修繕業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（業務期間）

第3条 業務期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（修繕代金）

第4条 甲は、第1条の業務に対する代金として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）を乙に支払うものとする。

2 前項の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（調査等）

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、修繕業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、修繕代金又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務の完了報告書の提出）

第8条 乙は、修繕業務の実施を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、前条の完了報告書を受領したときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正である

と認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(修繕代金の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、修繕業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して修繕代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときには、その日から起算して30日以内に修繕代金を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、業務期間内に修繕業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、修繕業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する修繕代金を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により修繕業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、修繕業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月 日

甲 徳島県
徳島県立農林水産総合技術支援センター
所長 伏谷 茂

乙 住所
商号
代表者職氏名